

藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例の廃止について

1 条例廃止の経緯

この条例については、下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第5項の趣旨に基づき、昭和54年3月に制定されたものです。

当時は、下水道処理人口普及率が43.2%であり、くみ取り便所を水洗便所へ改造する資金を貸付けすることで、下水道へ接続することを促進するために制定されたものです。条例制定後、40年以上が経過し、現在の下水道処理人口普及率は約96%となり、貸付制度の利用者も少なくなってきました。

また、県内他自治体における同制度の状況としては、直接貸付けをしている自治体が4市町となっており、他の自治体のほとんどが金融機関へ融資のあっせんをしている状況です。

このようなことから、職員が債権管理を直接行うことと、民間の金融機関の活用との費用対効果を勘案し、制度の継続について検討した結果、制度を見直し、新たに利子補給制度（要綱）を制定することとしたため、この条例を廃止するものです。

※参考 下水道法第11条の3第5項

市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあっせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。

2 新たな利子補給制度の主な内容について

今回の制度改正の趣旨は、無利子の「貸付け」から「利子補給」へ変更するものです。

現行では、借受人が本市に資金貸付申請をして、貸付金の交付を受けた翌月から36月以内に毎月均等償還の方法で本市に償還する制度で、貸付金は無利息となっています。

<貸付金額の上限>

排水区域内は、対象建築物1棟につき400,000円

処理区域内は、対象建築物1棟につき500,000円で大便器2器以上は、2器目以降1器ごとに200,000円加えた額

新制度では、排水設備を新設等しようとする者が、金融機関で融資（償還期間が3年以内のもの）を受け、本市に利子補給金交付申請をして、毎年度末までに償還実績の報告を行い、本市は、当該年度の利子を補給するものとします。

<利子補給金の上限>

対象建築物1棟につき50,000円

以上
（下水道部 下水道総務課）